

利根町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

利根町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域社会の活性化及び町民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携に基づき協働による取組等を実施し、町民の安全・安心な暮らしの確保、地域の活性化及び町民サービスの更なる向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域の安全・安心に関すること
 - （2） 健康増進に関すること
 - （3） 教育・文化・スポーツに関すること
 - （4） 子育て支援に関すること
 - （5） 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日とする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面に

よる承諾を得た場合、又は弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月19日

甲 茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1
利根町
町長

山崎 誠一郎

乙 茨城県つくば市学園南二丁目8番地3
つくばシティア・トワビル3階
明治安田生命保険相互会社 つくば支社
支社長

幸森 真人